

連携協定書

北海道アセットマネジメント株式会社（以下「甲」という。）と、札幌市（以下「乙」という。）とは、次のとおり連携協定（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、甲が設立企画人として創設し、資産運用会社として運営する（仮称）北海道リート投資法人（以下「投資法人」という。）の事業運営に関して連携・協力することにより、札幌市ひいては北海道内のまちづくり投資の促進、資産の有効活用、地域経済の活性化に貢献することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、官民連携によるまちづくりの推進に関することについて連携・協力を行う。

（連携の実施）

第3条 甲と乙は、前条の連携内容を具体的に実施するため、甲と乙のそれぞれに担当窓口を設置し、定期的に協議を行うものとする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲と乙が協議の上、本協定書の変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定書の有効期間は、本協定書の締結の日から2023年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1月前までに、書面により相手方に通知することにより、本協定書を解約できるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲及び乙は、互いに相手方に対し、本協定書締結時点において次の各号の事項を表明し、保証し、また、本協定書締結以降において次の各号の事項に該当しないことを確約するものとする。

(1) 自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という。）・使用人・従業員等、親会社、子会社、又は関連会社（以下総称して「対象者」という。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構

成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本協定書の締結及び履行をするものではないこと。

2 前項の他、甲及び乙は、互いに相手方に対し、次の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとする。

(1) 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為

(2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

3 甲又は乙が、前二項において表明及び保証した事由に一つでも違反した場合（以下、違反した当事者を本条において「違反者」という。）、その相手方は、何らの通知催告なく本協定書を解除することができる。なお、当該相手方は、違反者に対し、当該解除権行使により何らの損害賠償責任を負うものではない。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本協定書の存在及びその内容、本協定書の締結及び履行並びに甲の投資法人に関する事業の運営に関して知り得た、又は開示を受けた、本協定書の当事者の営業上又は技術上の情報及び資料（以下「秘密情報」という。）については、本協定書の有効期間中及び本協定書の終了後3年間は、その秘密を保持するものとし、相手方の書面による承諾を得ることなく第三者（但し、親会社、子会社又は兄弟会社その他関係会社、本協定書の当事者の弁護士、公認会計士及び税理士等の専門家並びに甲の投資法人に関する事業の遂行につき当該秘密情報を開示することが必要な者（投資法人の関係者を含むが、これらに限られない。）及びそれらの弁護士、公認会計士及び税理士等の専門家を除く。）に開示又は漏洩してはならない。但し、次に掲げる情報については、この限りではない。

(1) 相手方から開示され、又は知った時点で既に公知であった情報。

(2) 相手方から開示され、又は知った後に、開示を受けた者の責めによらずに公知となった情報。

(3) 相手方から開示され、又は知った時点で既に保有していた情報であって、書面によりそのことが証明できるもの。

(4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得した情報。

(5) 法令規則等に基づき開示が必要とされ、又は、官公庁、証券取引所、自主規制団体等から開示を要請された情報。

2 本協定書の当事者は、秘密情報について、(i)自己の役員及び従業員、(ii)前項の規定に従い秘密情報を開示するにあたり相手方の同意を要しない者（但し、法令上守秘義務を負う者を除く。）、並びに、(iii)前項の規定に基づき相手方の同意を得て秘密情報を開示する第三者に対しても、前項と同等の義務を課さなければならない。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲と

乙が協議を行い、定めるものとする。

(準拠法、合意管轄)

第9条 本協定書は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。

2 本協定書に関して生じた紛争の解決については、札幌地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙署名の上、各自1通を保有する。

2022年11月30日

甲 札幌市中央区北1条西5丁目2番地9
北海道アセットマネジメント株式会社
代表取締役

濱野 恭義

乙 北海道札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
市長

秋元 克広